

令和4年度

農地等利用最適化推進施策に関する意見書
(回答)

令和4年11月8日

佐賀市

1 稼げる農業の確立について

本市の農業は、「米、麦、大豆」による二毛作を中心とした土地利用型農業が盛んに行われ、全国でも有数の高い土地利用率を誇る一方で、農家の経営は、「米の需要減少」「米価低迷」「気象条件や病害虫による品質低下や収量減」「農業資材の価格高騰」などの影響で大変厳しい状況です。

このような中、市内の農家からは、「米の販売価格が低迷する中、農業資材の高騰、特に肥料価格の高騰は農業経営に重くのしかかり、このままではやっていけない」「農業従事者の高齢化や農業資材の価格高騰など、農業を取り巻く環境は非常に厳しい状況にある。これらの打開策のひとつとして、集落営農組織や法人組織においては、共同作業による労働時間の軽減などのコスト削減に向けた取組が必須であるため、大型機械の導入に対する支援内容を充実してほしい」「主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、農業所得の低下や農業者の人口減少・高齢化等が進展しているため、水田農業の高収益化の推進が必要と考える」「園芸用施設資材費の高騰のため、新設、更新ができない状況にある。補助率を上げるなどの手だてをとってほしい」「果樹生産において、現行品種のさらなる振興を望む」などの意見が寄せられています。

このほか、「農業者の人口減少・高齢化が進展しており、労働力確保のためにスマート農業は必要不可欠である。具体的には、JAの各支所に自動運転機械（トラクター・コンバイン・田植え機）の配置を行い、農家からの要請に基づき、JAが農作業の手伝い（サポート）を行うようなシステムを、行政とJAが連携して構築してほしい」「農家の高齢化が進んでいることに鑑み、効率的な農薬散布が実現できるようにドローン等の導入及び免許取得のための支援策を講じてほしい」「消費者から選ばれる農産物（銘柄）の振興を図ってもらいたい」「日本の人口が減少する中、コメ等の消費量も減少の一途をたどっている。海外への販路拡大を図るなど、農産物の輸出に力を注いでほしい」などの意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の措置等をお願いします。

（１）農業資材購入に対する支援策の応急的な措置

【回答】

ロシアによるウクライナ侵略の影響などにより、営農活動に不可欠な燃料や肥料、そして飼料などの価格が高騰し、農業経営に大きな影響が生じています。

そこで、燃料や肥料の価格高騰に対しては、国・県による価格上昇に対する支援に加え、本市でも独自の支援を実施することとして

います。また、畜産業に必要な配合飼料や粗飼料の価格も高騰していることから、これらに対する支援も実施することとしています。

今後も引き続き、価格の動向や農業者への影響について、注視していきたいと考えています。

(2) 水田農業の高収益化に向けた施策の推進

【回答】

主食用米の需要が毎年減少傾向にある中、水田農業の高収益化を推進し、農業・農村の活性化や担い手の確保を図っていくことが必要です。

水田農業の高収益化を図るためには、野菜や果樹等の高収益作物のほか、労働生産性の高い作物と組み合わせて経営を行っていくこと、水田における高収益作物への転換等に当たっては、関係者がよく話し合っ合意形成を図りながら取り組むことが重要と考えています。

そこで、本市では、たまねぎ、キャベツ、レタスなど露地野菜の作付拡大及び加工・業務用野菜の作付推進のため、産地交付金のメニュー（県枠）を活用して露地野菜の振興を支援しています。

今後も県やJAなどと連携を図りながら、水田における高収益作物の導入・定着を推進していきたいと考えています。

(3) 園芸用施設の新設・更新に対する支援の充実

【回答】

ハウス等の園芸施設の新設については、主に県が掲げている「さが園芸生産888億円推進運動」により支援を行っています。

また、昨今の施設園芸用資材の価格高騰に伴い、県に対し補助率の引き上げなどについて申し入れを行っているところです。

今後も引き続き、価格の動向や農業者への影響について、注視していきたいと考えています。

(4) 果樹生産のさらなる振興

【回答】

果樹生産の振興については、「さが園芸生産888億円推進運動」のなかで、効率的な生産体制を図るため、意欲ある担い手への園地集約として、露地みかんの団地化に対する支援を行っています。

また、ブランドみかんの生産支援として、マルチ導入経費の支援も行っております。

今後も、所得向上に向けた収量、品質の向上や低コスト化等に必要支援を行っていききたいと考えています。

(5) スマート農業のさらなる推進

【回答】

スマート農業の推進について、今年度は、スマートフォンから圃場の水位・水温が確認できる水管理システムを企業と連携し、市内農家4戸に使用してもらい、データ分析やアンケート調査を行うなど、「スマート農業」を実際に体験し、知ってもらう取組を行っています。

また、スマート農業機器の導入に対しての支援制度(補助率1/2、上限額30万円)の新設や、先進事例の紹介などを行うスマート農業研修会の開催も予定しています。

スマート農業については、今後も、生産効率や付加価値の高い「稼げる農業」の確立を図るため、農家による実証や機器の補助などを通して普及を図っていきたいと考えています。

(6) 市農産物のブランド化及び販路拡大の取り組み強化

【回答】

本市を代表するブランド農産物のあんみつ姫や光樹とまと、シギの恩返し米については、都市部百貨店等においてPRを行い、販路拡大に取り組んでいます。

本市としては、これらの農産物や新たにブランド化に取り組む農産物が佐賀市ブランドとして認知されるよう、様々な広報媒体を用いて全国に情報発信していきます。

また、佐賀県農林水産物等輸出促進協議会や輸出に意欲がある生産者と連携して、海外における市産農産物の市場調査や商談支援を行い、販路拡大に取り組んでいきます。

2 担い手の育成と確保について

近年、農業者の数は、年々減少傾向にあり、加えて、農業者の年齢構成は高年齢層の割合が上昇しています。今後、高齢農業者のリタイアが増加すると見込まれることから、後継者のいない農家が所有する農地について、担い手による有効活用を図るとともに、将来における地域農業を支える人材となる青年層の新規就農者の確保や、農地の安定的な受け皿となる法人組織の育成を促進することが喫緊の課題となっています。

このような中、市内の農家からは、「担い手の高齢化に伴い、このままでは5～6年後には耕作放棄地が発生するような状況である。そこで、期待されるのが農業法人の設立であるが、担い手となる者にとって切実な問題は所得である。他産業と遜色のない給与・社会保障が必

要条件となる。これらの条件をクリアする農業法人の設立・運営の支援をお願いします」「集落営農組織の法人化のメリットを分かりやすく説明する必要がある。集落間の垣根を払拭して複数の集落営農組織を統合し、広域の法人設立を推進してほしい」「共同乾燥調製施設を核とした営農組織の設立・法人化を進め、そこで施設更新のための積み立てなどに取り組むと共に、地区ごとの効率的な土地利用計画を立てる必要があると考える」「今後、農協自らが地域農業の担い手として農業生産に関わらざるを得ないと思う。全国的には、地域の農地を守るための最後の受け皿として、J A出資型農業生産法人が増加していると聞く。J A等と連携を図り、J A出資型農業生産法人の設立に向けた取り組みを望む」「集落の機械利用組合でコンバイン等を10年前導入して活用してきたが、機械利用組合の自己資金での更新は厳しい状況であるため、行政の支援をお願いします」「認定農業者にならなくても、農業機械導入の支援が受けられるような制度があれば、もっと就農者が増えると思う」「担い手が減少していく山間部に不安を感じている。農業生産が少しでも楽しめるように、知識と技術の提供に力を入れて欲しい」などの意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

(1) 広域農業法人（集落営農組織を統合した法人、共同乾燥調製施

設を核とした法人等) の設立に向けた取組の推進

【回答】

法人化を進めることは、農業や農村を守っていくための経営形態の一つであると認識しています。まずは、集落内の農地、農業を将来どのようにしていくのか、それぞれの地域において十分な話し合いを持っていただく必要があると考えています。

そこで、本市では、10年後、20年後の将来を見越して、その集落営農組織に応じたやり方を模索しながら進めていけるように、各地域、各組織で法人化を検討する際に必要な専門家の派遣費用や先進地事例の視察に要する経費の一部助成を行っています。

また、各地域、各組織で話し合いを行った結果「法人化が必要である。」との結論に至った場合は、県やJAなどの関係機関と一体となって、法人化に向けた話し合いや検討会の際に助言を行います。

(2) JA出資型農業生産法人の設立に向けたJAとの検討

【回答】

担い手の減少や高齢化が進む中、全国的にはそれぞれの地域課題に応じたJA出資型農業法人が設立され、農作業の受託等による労働力の確保をはじめ、中には新規就農者の育成など、その取り組み

や形態は多岐にわたっています。

J A さがにおいては、営農振興の重点事項の一つとして、農業生産基盤の維持に向けた J A 出資型農業法人の設立検討を掲げられていますので、設立に向けた支援を検討していきます。

(3) 担い手の農業機械の更新に対する支援策の拡充

【回答】

担い手農家に対する農業用機械の導入支援の拡充については、以前から要望をお聞きしているところですが、国の補助事業については要件のハードルが高く、また、農業用機械の単純更新に対する支援は難しい状況です。

一方、今年度、国において、新規就農者を対象とした農業用機械や農業用施設の導入に関する補助制度（経営発展支援事業）が新設されています。（補助率 3/4、上限額 750 万円）

そのため、今後も国や県に対して農家のニーズに応じた補助制度の創設や要件緩和などについて、要望していきたいと考えています。

(4) 兼業農家などの小規模経営農家の農業機械等の導入・更新に対する支援策の検討

【回答】

農業機械等の導入や更新に対する補助事業の対象は、集落営農法人や農業者の組織する団体、認定農業者など、いわゆる担い手農家となっており、兼業農家などの小規模農家は対象となっていません。

しかしながら、小規模農家におかれても、農地の保全や遊休農地化の未然防止、多様な担い手の確保などの面で重要な役割を果たしています。

このことから、小規模農家への農業機械等の導入や更新に対する補助事業について、国や県へ既存制度の見直しや新設の働きかけを行うとともに、本市においても、引き続き、他自治体の事例などについて研究していきたいと考えています。

併せて、集落営農組織や農業法人、共同での機械所有ができる組織の設立に向けた支援も、引き続き行っていきたいと考えています。

(5) 中山間地域に重点を置いた担い手の育成・確保に向けた取組の強化

【回答】

農業の担い手の減少や高齢化の進行が著しい中山間地域においては、担い手の確保・育成が喫緊の課題であると認識しています。

そこで本市では、富士町に定住し、地域農業の担い手となる意欲ある新規就農者を確保・育成するため、研修から就農までを地域農

業者や関係機関が一体的にサポートするトレーニングファームを推進しています。

また、令和4年度からは、富士町及び三瀬村において、一定の要件を満たす親元就農者を対象とする「親元就農給付金」（年間60万円/人、2年間）を創設し、親元就農を行う新規就農者の確保も進めているところです。令和5年度からは、県やJAと連携し、産地の維持・発展に意欲的な農家を対象に、先進農家が栽培技術等の指導を行うトレーナー制度を三瀬村で実施することとしています。

その他、富士町において設立された広域営農組織の取り組みを、他の地域へと広めていきたいと考えています。

今後も県やJA、地域農業者と連携を図りながら、中山間地域における担い手の確保・育成に努めていきたいと考えています。

3 生産基盤づくりについて

本市では、これまで、農業生産基盤の整備が進められてきましたが、近年、それらの施設等の老朽化が問題となっています。

また、農作物への有害鳥獣被害に対する対策につきましては、ワイヤーメッシュ侵入防止柵等の整備や捕獲活動などが行われています。

このほか、多くの地域では多面的機能支払制度や、中山間地域では中山間地域等直接支払制度などを活用して農村の環境維持活動に取り組みられています。

このような中、市内の農家からは、「農地の排水が悪くなっているため、麦の収穫量が減少している。早急に暗渠排水設備の改修をしてほしい」「土地改良区のほうで、暗渠排水設備の改修工事が行われているが、工事の進捗が遅れている。その要因のひとつとして、予算も関係しているようであるため、佐賀市として、予算面での支援の強化を図ってほしい」「農業用排水路の法面崩落が随所で起きている。法面の草刈り作業を行う際に水路への転落の危険があるため、クリーク防災機能保全対策事業の進捗率の向上に向けた取組の強化を図ってほしい」「山間部では、狭小で不整形な農地も多くあり、高齢農家への負担増加と、若い担い手が敬遠する要因となっているため、農地の基盤整備等が必要である」といった意見が寄せられています。

このほか、「カモ、カラスの数が増加し、麦の被害が増えている」「イノシシ、小動物（タヌキ、ハクビシン等）に対する有害鳥獣対策を強化してほしい」「有害鳥獣の被害により、生産意欲が下がるので、早急な対策をお願いします」「イノシシによる農作物への被害が拡大している。頭数が減少しなければ、中山間地域の農業発展はない」「カモ、カラス

への被害防御策として、従来の黒いビニール旗等では効果が薄れている。光や音を出すなどの防御策が有効と考えるため、これらの防御策に対する助成金等の創設をお願いする」「集落内の農地の中には、不整形な農地や小規模な農地が点在しており、大型農業機械による耕作が困難であることから、近年、耕作放棄地化してきている。このような耕作が不便な集落内の農地については、今後、農業を振興していく農地とは言えないため、農振農用地から除外してほしい」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の促進等をお願いします。

(1) 土地改良区等と連携し、老朽化した暗渠排水設備更新のさらなる促進

【回答】

ほ場整備後の経年による老朽化した暗渠排水整備については、各土地改良区が実施する暗渠排水整備に対して、佐賀市基盤整備促進事業補助金により、支援を行っています。

令和3年度、令和4年度実施地区

- ・佐賀市土地改良区（城西：本庄・西与賀地区）
- ・川副町土地改良区（川副地区）
- ・負担割合：国 50% 県 17.5% 市 17.5% 地元 15%

その他、「県営経営体育成基盤整備事業」による暗渠排水事業が可能です。

久保田地区では令和4年5月に事業計画が確定し、現在、設計業務が進められています。

・負担割合：国 50% 県 27.5% 市 11.25% 地元 11.25%

引き続き、土地改良区等と連携し、暗渠排水設備の更新について進めていきたいと考えています。

(2) 県等と連携し、クリーク防災機能保全対策事業の進捗促進に向けた取組強化

【回答】

例年国に対し、佐賀県と福岡県の両県及び、関係市町で構成する「筑後川下流土地改良事業推進連絡協議会」において、予算確保や事業推進等の政策提案を行っており、今後もちょうした機会を捉え、本市の現状を国や県に伝えていきたいと考えています。

現在の事業の進捗状況については、国営事業は、平成24年度から令和9年度までを工期として、整備計画延長約100kmに対し、令和3年度までの整備済延長は約54kmで、進捗率は約54%となっています。

県営事業は、平成24年度から令和11年度までを工期として、整

備計画延長約 337km に対し、令和 3 年度までの整備済延長は約 225km で、進捗率は約 67%となっています。

- ・負担割合：国 55%、県 35%、市 5%、農家 5%

今後も県等と連携し、クリーク防災機能保全対策事業の進捗促進に努めて参ります。

(3) 中山間地域の基盤整備の検討・推進

【回答】

現在、中山間地域の基盤整備としては、農地耕作条件改善事業により、湧水対策、せまちだおし、農道整備を実施しています。

富士町は、令和 3～6 年度、大和町は、令和 4～7 年度、三瀬村は、令和 6、7 年度で整備を予定しています。

- ・負担割合：国 55% 県 15% 市 21% 農家 9%

『湧水対策』：恒常的に湿田化した農地に暗渠排水を敷設

『せまちだおし』：中山間部に点在する農地の小規模な区画整理

『農道舗装』：農産物の荷傷み防止を目的に整備

また、今年度から、大和町大願寺地区大久保地区において、本事業の高収益作物転換型により、田や休耕農地を整備してみかん畑へ転換し、みかん団地を形成する予定です。

・負担割合：国 55% 県 15% 市 15% 農家 15%

(4) 地域の被害状況に応じた有害鳥獣対策のより一層の取組強化

【回答】

特に、中山間地域におけるイノシシ等の獣類への対策については、生息密度を低下させる「捕獲対策」に加えて、侵入防止柵の設置・管理の徹底による農地に入れない「侵入防止対策」、そして潜み場所の除去等による集落に近づけない「棲み分け対策」の3つの対策を、バランス良く実施することが必要です。

イノシシやアライグマについては、平成30年度から通年捕獲を実施しており、令和3年度はイノシシが約1,800頭、アライグマが約230頭捕獲されていますが、収穫しない果実や野菜残渣、藪などの隠れ場所等、イノシシ等を誘引する原因を取り除かない限り、農作物被害を防止することはできません。

そのためには、地域がまとまって対策を講じることが重要であり効果的であることから、地域として上記の対策に取り組む組織の設立支援を強化していきたいと考えています。

一方、特に平坦部における鳥類への対策については、吹き流し、音、光などによる対策が実施されていますが、同じ対策を繰り返す

と短期間で慣れてしまう問題があるため、定期的に設置場所を変更したり、対策を組み合わせることで違和感を与え続ける必要があります。このことについては、県やJ Aと連携しながら、農家に対して周知していきたいと考えています。

また、麦のカモによる食害対策については、令和3年度に県と共同で実施した調査の結果を踏まえ、より効果が見込める1月中旬から2月中旬に猟友会による駆除や追い払いを重点的に実施することとしています。

その他、水辺に近づくカモの習性を踏まえた水路へのテグス設置による飛来防止対策を、モデル的に実施することも検討しています。

今後も、猟友会による駆除活動と農家や集落による自衛活動を総合的に推進するとともに、国や県、専門家等と連携しながら、農作物被害の軽減を図っていきたいと考えています。

(5) 地域農業者が行う有害鳥獣対策に対する助成金創設の検討

【回答】

現在、本市や県、J A等で組織する佐賀市鳥獣害対策協議会では、主に以下の補助事業を実施しています。

- ・新規狩猟免許取得者に対する免許取得費用の助成
- ・駆除従事者に対する捕獲器具の購入助成

- ・国庫補助事業の要件を満たさない圃場へのワイヤーメッシュ柵及び電気柵の設置費用の助成

また、令和4年度からは、「捕獲対策」、「侵入防止対策」、「棲み分け対策」を総合的に実施する自衛活動組織に対し、活動費用及び獣類の潜み場所となる藪の伐採や草刈、放任果樹の伐採等の環境整備に係る費用の助成を行うこととしています。

その他、獣類の侵入防止機能の強化を図るための既設ワイヤーメッシュ柵の地際補強資材の導入支援など、農業者が行う有害鳥獣対策に係る経費の一部助成について、現在検討しているところです。

(6) 集落内の耕作不便な農地の農振農用地からの除外

【回答】

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、農業の振興を図るべき区域をゾーニングし、集団的に存在する農地や、農業生産基盤整備事業が実施された農地などを良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効活用を図ることが重要であると考えています。

しかしながら、周辺の変化や土地の現況に即して、宅地に貼り付いた農地、道路整備などの公共事業により分断された農地、開発により宅地等に囲まれて孤立した農地など、農用地区域として

適当ではないと判断した農地については、農業委員会の意見も聴きながら、農業振興地域整備計画の見直しにおいて、必要最小限の範囲で農用地区域から除外することを検討しています。

なお、直近の見直し時期は、令和5年度中を予定しているところです。

4 生産者と消費者の相互理解の促進について

近年、食の安全・安心に対する消費者の関心が高まる中、市内の農家は、消費者に安心して食べてもらえる農産物の生産に努めており、市内のスーパーや農産物直売所では、地元農産物の販売が積極的に行われています。

また、下水浄化センターの下水道由来の堆肥などの活用も普及してきており、環境にやさしい農業が展開されています。

このような中、市内の農家からは、「市北部エリアには国道263号線などがあり、県外からの人の出入りも多い。もっと大胆に米の地元消費に力を入れるべきである」「現在、肥料については、価格高騰に加え、調達も困難な状況になりつつあるため、農産物生産者と畜産業者との結びつきを強化してほしい。化成肥料から堆肥の活用へシフトする時期にある」「地力維持を考え、堆肥の積極的な散布と、堆肥の供給

体制・散布体制の確立が必要である。一例として、競馬場の馬糞を農地に散布して有効活用していると聞いたことがある」といった意見が寄せられています。

以上のことから、次の施策の推進等をお願いします。

(1) 市産米に対する地産地消のより一層の推進

【回答】

農産物の地産地消の推進については、JAや小売店、市等で組織する「佐賀市特産物振興協議会」において、市産米を選んで買ってもらえるような取組を実施していきます。

また、消費者の「農」とふれあう機会を提供するため、米づくり体験や生産者が直接販売するイベントを開催し、生産者と消費者の相互理解の促進を図りながら市産米の消費拡大につなげていきます。

(2) 堆肥等を活用した環境にやさしい土づくりの推進

【回答】

本市では、化学肥料の低減や堆肥を活用する取組に対して、以下のような支援を行っています。

化学肥料の5割低減の取組とセットで地球温暖化防止や生物多様性の保全活動に対して環境保全型農業直払交付金を交付しています。

また、飼料作物等を作付けする水田で耕畜連携（わら利用、資源循環）の取組を行う場合に、産地交付金を交付しています。

さらに、堆肥の活用促進に向けた施設や機械の整備に対する県単事業「さが堆肥活用スイッチ補助金」が新設されましたので、農家へ周知を図り、申請等の取りまとめを行ったところです。

以上のような支援策を通じて、化学肥料の低減及び堆肥活用の拡大につなげていきたいと考えています。

なお、佐城農業指導者連絡協議会畜産部会では、肥料価格高騰により堆肥の需要が高まっていることから、佐城管内の畜産農家の堆肥活用に向けた調査（使える堆肥がいつ頃・どこに・どのくらいあるか）を行い、需要と供給のマッチングにつなげることを予定されています。

本市としても、協議会畜産部会と連携を図りながら、耕種農家と畜産農家のマッチングに努めていきたいと考えています。

5 農山村の振興について

農山村地域では、人口減少と高齢化が進行しており、このことが地域経済の低迷や小規模集落、高齢者集落の増加による地域活力の低下を招いています。

また、圃場整備が完了又は実施中の地区において、農業生産基盤は

整備されていますが、生活基盤である集落内の環境は未整備のところがあります。将来にわたって、安心して豊かに暮らせる農村づくりのため、集落内の狭小な道路や、圃場整備により枯渇した集落内の水路の環境整備を行い、生活環境を改善していく必要があります。

このような中、市内の農家からは、「圃場整備事業の地区外となった集落内の水路については、周辺の水路が低い位置に施工されるため保水力が低下する。防災の面からも早急な対応が必要である。圃場整備事業の地区外の水路整備を早急に実施してほしい」「クリークの水は、冬場に減水する。極端な減水は、防火用水として使用できなくなる。冬場の水が確保できるように指針等を定めてほしい」「集落内に傷んだ道路が見受けられる。これらの補修促進を図ってほしい」「中山間地域の豊かな自然環境の中での生活の維持と、豊かな自然環境を活かした農業の持続を目指して、国県が主導して進めてほしい」といった意見が寄せられています。

このほか、「水路に、特定外来種（ナガエツルノゲイトウ等）が繁茂し、水の流れを悪くしており、大雨時の内水氾濫も十分に考えられるので、早急に除去してほしい」「ジャンボタニシによる水稻への被害が長年続いており、毎年、その駆除に苦慮している」といった意見も寄せられています。

以上のことから、次の施策の実施等をお願いします。

(1) 安全・安心・快適な生活環境の整備に向けて、農村集落内の水路整備や道路の適切な維持管理・補修等の実施

【回答】

農村集落内の水路整備については、平成 24 年度から令和 6 年度まで農村振興整備事業により水路法面保護や水路浚渫を行い、環境整備に努めています。

- ・ 佐賀地区：9 地区（西与賀、嘉瀬、北川副、本庄、蓮池、大和、諸富、川副、東与賀）
- ・ 事業内容：事業費 19 億 6,900 万円
- ・ 道路 8 路線 L=2,267m、水路 49 路線 L=20,197m
- ・ 負担割合：国 50%、県 15%、市 35%（※地元負担なし）

このほか、水路の浚渫については、多面的支払交付金や浚渫補助金制度により浚渫を行い生活環境の改善に努めています。

また、傷んだ集落内の農道の維持管理については、多面的機能支払交付金、維持補修工事や原材料支給制度で支援を行い補修しています。

(2) 豊かな自然環境などを活かした中山間地域の活性化に向けた取

組促進

【回答】

都市部住民を中心に、農業体験や農家民泊などへの関心が高まっています。特に、中山間地域においては、豊かな食や環境、観光などの地域資源を活かした異業種や都市との連携が進んでいます。

本市としては、平たん地を含め市内のグリーンツーリズム実践者が情報交換できる場を設定し、周年的、広域的な連携を図るとともに、地域の農や食を体験できるツアーの開催や、直売所等を核とした特産物の情報発信を通して、地域間交流人口の増加を図ります。

さらに、地域イベントなどとタイアップした都市部住民を呼び込めるような取組を支援し、中山間地の活性化につなげていきます。

(3) 水路で繁殖している特定外来植物の早期除去、並びに効果的な

駆除方法の検討

【回答】

特定外来生物については、平成 22 年度からナガエツルノゲイトウ、平成 26 年度からブラジルチドメグサの生育が確認されています。

ナガエツルノゲイトウは、平成 25 年度から防除実施計画を策定し、また、ブラジルチドメグサは、平成 27 年度に策定し、例年防除を実

施しております。

令和3年度までの防除実績については、事業費は約4億5千万円、除去面積は約38万㎡となっておりますが、根絶には至っておりません。

これを受けて、本市では通常の除去事業のほかに新たに緊急浚渫推進事業を令和3年度から実施し、浚渫により水路底に根付いた根の撤去をしています。

また国では、令和4年度から特定外来生物の試験駆除を始め、県においても嘉瀬地区のクリーク防災機能保全事業が開始されました。

さらに、地元においては、多面的機能支払交付金事業を活用した除去を令和3年度から実施されております。

これまで、本市だけでの活動では限界があったことから、国、県、地元との協力連携を図っていくことで、効率的な駆除の実施に努めていきます。

(4) 農家が行うジャンボタニシの駆除に対する助成金等の検討、並びに効果的な駆除方法の検討

【回答】

ジャンボタニシの駆除に対する支援としては、「多面的機能支払交付金」でそれぞれの活動組織で行うジャンボタニシの駆除に対し、

交付金の活用が可能となっています。

また、農家が行う水稲の食害対策としては、「農薬の散布による駆除」、「水田の水深を浅くする浅水管理による活動の抑制」、「取水口へのネットや金網の設置による侵入の防止」などがあり、これらの対策を組み合わせる行うことが、効果的であると考えています。

なお、新たな対策として、植物を大きく育てる成長ホルモンのような働きをする「フルボ酸」が、田植え後の苗を早期に硬くし、食害を抑制する実証実験が佐賀県農業試験研究センターでなされています。

この他、有効性が認められた対策については、県、JAと連携しながら、農家へ情報を発信していきたいと考えています。